

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	子育て給付課
処分の 名称	受給資格者の所得による支給の制限
処分権者	市長
根拠規定	児童扶養手当法第9条;第9条の2;第10条～第13条
基準規定	児童扶養手当法第9条;第9条の2;第10条;第11条;第12条;第13条 児童扶養手当法施行令第2条の4;第3条;第4条;第5条;第6条
処分基準	児童扶養手当法第9条、第9条の2、第10条、第11条、第12条、第13条 児童扶養手当法施行令第2条の4、第3条、第4条、第5条、第6条 規定は略
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	
備考	行政手続法第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	子育て給付課
処分の 名称	受給資格の喪失
処分権者	市長
根拠規定	児童扶養手当法第4条
基準規定	児童扶養手当法第4条
処分基準	児童扶養手当法第4条 （支給要件） 第四条 都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。以下同じ。）及び福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を管理する町村長（以下「都道府県知事等」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に対し、児童扶養手当（以下「手当」という。）を支給する。 一 次のイからホまでのいずれかに該当する児童の母が当該児童を監護する場合 当該母 イ 父母が婚姻を解消した児童 ロ 父が死亡した児童 ハ 父が政令で定める程度の障害の状態にある児童 ニ 父の生死が明らかでない児童 ホ その他イからニまでに準ずる状態にある児童で政令で定めるもの 二 次のイからホまでのいずれかに該当する児童の父が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする場合 当該父 イ 父母が婚姻を解消した児童 ロ 母が死亡した児童 ハ 母が前号ハの政令で定める程度の障害の状態にある児童 ニ 母の生死が明らかでない児童 ホ その他イからニまでに準ずる状態にある児童で政令で定めるもの 三 第一号イからホまでのいずれかに該当する児童を母が監護しない場合若しくは同号イからホまでのいずれかに該当する児童（同号ロに該当するものを除く。）の母がない場合であつて、当該母以外の者が当該児童を養育する（児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。）とき、前号イからホまでのいずれかに該当する児童を父が監護しないか、若しくはこれと生計を同じくしない場合（父がない場合を除く。）若しくは同号イからホまでのいずれかに該当する児童（同号ロに該当するものを除く。）の父がない場合であつて、当該父以外の者が当該児童を養育するとき、又は父母がない場合であつて、当該父母以外の者が当該児童を養育するとき 当該養育者 2 前項の規定にかかわらず、手当は、母又は養育者に対する手当にあつては児童が第一号から第四号までのいずれかに該当するとき、父に対する手当にあつては児童が第一号、第二号、第五号又は第六号のいずれかに該当するときは、当該児童については、支給しない。 一 日本国内に住所を有しないとき。 二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の四に規定する里親に委託されているとき。 三 父と生計を同じくしているとき。ただし、その者が前項第一号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にあるときを除く。 四 母の配偶者（前項第一号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にある父を除く。）に養育されているとき。 五 母と生計を同じくしているとき。ただし、その者が前項第一号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にあるときを除く。 六 父の配偶者（前項第一号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にある母を除く。）に養育されているとき。 3 第一項の規定にかかわらず、手当は、母に対する手当にあつては当該母が、父に対する手当にあつては当該父が、養育者に対する手当にあつては当該養育者が、日本国内に住所を有しないときは、支給しない。
不利益処分 をしようと する場合の 手続	
備考	行政手続法第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	子育て給付課
処分の 名称	児童扶養手当の返還
処分権者	市長
根拠規定	児童扶養手当法第12条第2項
基準規定	児童扶養手当法第12条第2項
処分基準	児童扶養手当法第12条第2項 第十二条2 前項の規定の適用により同項に規定する期間に係る手当が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、政令の定めるところにより、それぞれ当該各号に規定する手当で同項に規定する期間に係るものに相当する金額の全部又は一部を都道府県、市（特別区を含む。）又は福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）に返還しなければならない。 一 当該被災者（第九条第一項に規定する養育者を除く。以下この号において同じ。）の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、第九条第一項に規定する政令で定める額以上であること。当該被災者に支給された手当 二 当該被災者（第九条第一項に規定する養育者に限る。以下この号において同じ。）の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、第九条の二に規定する政令で定める額以上であること。当該被災者に支給された手当 三 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、第十条に規定する政令で定める額以上であること。当該被災者を配偶者又は扶養義務者とする者に支給された手当
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	
備考	行政手続法第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	子育て給付課
処分の 名称	父又は母に対する支給の制限
処分権者	市長
根拠規定	児童扶養手当法第10条
基準規定	児童扶養手当法第10条 児童扶養手当法施行令第2条の4第5項;第3条;第4条
処分基準	児童扶養手当法第10条 児童扶養手当法施行令第2条の4第5項、第3条、第4条 規定は略
不利益処分 をしようとする場合の 手続	
備考	行政手続法第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	子育て給付課
処分の 名称	養育者に対する支給の制限
処分権者	市長
根拠規定	児童扶養手当法第11条
基準規定	児童扶養手当法第11条 児童扶養手当法施行令第2条の4第5項;第3条;第4条
処分基準	児童扶養手当法第11条 児童扶養手当法施行令第2条の4第5項、第3条、第4条 規定は略
不利益処分 をしようとする場合の 手続	
備考	行政手続法第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	子育て給付課
処分の 名称	受給資格者に対する手当の支給の制限
処分権者	市長
根拠規定	児童扶養手当法第13条の2
基準規定	児童扶養手当法第13条の2
処分基準	児童扶養手当法第13条の2 第十三条の二 手当は、母又は養育者に対する手当にあつては児童が第一号、第二号又は第四号のいずれかに該当するとき、父に対する手当にあつては児童が第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当するときは、当該児童については、政令で定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。 一 父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。 二 父に支給される公的年金給付の額の加算の対象となつておりとき。 三 母に支給される公的年金給付の額の加算の対象となつておりとき。 四 父又は母の死亡について労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の規定による遺族補償その他政令で定める法令によるこれに相当する給付（以下この条において「遺族補償等」という。）を受けることができる場合であつて、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から六年を経過していないとき。 2 手当は、受給資格者が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、政令で定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。 一 国民年金法の規定に基づく障害基礎年金その他障害を支給事由とする政令で定める給付（次項において「障害基礎年金等」という。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第一条による改正前の国民年金法に基づく老齢福祉年金以外の公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。 二 遺族補償等（父又は母の死亡について支給されるものに限る。）を受けることができる場合であつて、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から六年を経過していないとき。 3 手当は、受給資格者が障害基礎年金等の給付を受けることができるとき（その全額につきその支給が停止されているときを除く。）は、政令で定めるところにより、当該障害基礎年金等の給付（子を有する者に係る加算に係る部分に限る。）の額に相当する額を支給しない。 4 第一項各号列記以外の部分及び前項の政令を定めるに当たつては、監護等児童が二人以上である受給資格者に支給される手当の額が監護等児童が一人である受給資格者に支給される手当の額を下回ることのないようにするものとする。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	
備考	行政手続法第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	子育て給付課
処分の 名称	児童扶養手当の不支給
処分権者	市長
根拠規定	児童扶養手当法第14条
基準規定	児童扶養手当法第14条
処分基準	児童扶養手当法 第14条 第十四条 手当は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その額の全部又は一部を支給しないことができる。 一 受給資格者が、正当な理由がなくて、第二十九条第一項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたとき。 二 受給資格者が、正当な理由がなくて、第二十九条第二項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の診断を拒んだとき。 三 受給資格者が、当該児童の監護又は養育を著しく怠っているとき。 四 受給資格者（養育者を除く。）が、正当な理由がなくて、求職活動その他厚生労働省令で定める自立を図るための活動をしなかつたとき。 五 受給資格者が、第六条第一項の規定による認定の請求又は第二十八条第一項の規定による届出に関し、虚偽の申請又は届出をしたとき。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	
備考	行政手続法第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	子育て給付課
処分の 名称	支払の一時差止め
処分権者	市長
根拠規定	児童扶養手当法第15条
基準規定	児童扶養手当法第15条
処分基準	児童扶養手当法第15条 第十五条 手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、第二十八条第一項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、手当の支払を一時差しとめることができる。
不利益処分 をしようとする場合の 手続	
備考	行政手続法第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	子育て給付課
処分の 名称	不正利得の徴収
処分権者	市長
根拠規定	児童手当法第14条
基準規定	
処分基準	未設定理由：事案ごとに具体的な検討を要するため一般的な基準を設定することが困難
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	行政手続法第13条第2項第4号の規定に該当し、適用除外
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	子育て給付課
処分の 名称	支払の調整
処分権者	市長
根拠規定	児童手当法第13条
基準規定	児童手当法第13条
処分基準	児童手当法第13条 （支払の調整） 第十三条 児童手当を支給すべきでないにもかかわらず、児童手当の支給としての支払が行なわれたときは、その支払われた児童手当は、その後に支払うべき児童手当の内払とみなすことができる。児童手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の児童手当が支払われた場合における当該児童手当の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	
備考	行政手続法第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	子育て給付課
処分の 名称	調査拒否等による手当支払差止め
処分権者	市長
根拠規定	児童手当法第11条
基準規定	児童手当法第11条
処分基準	児童手当法第11条 第十一条 児童手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、第二十六条の規定による届出をせず、又は同条の規定による書類を提出しないときは、児童手当の支払を一時差しとめることができる。
不利益処分 をしようとする場合の 手続	
備考	行政手続法第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	子育て給付課
処分の 名称	児童扶養手当に係る不正利得の徴収
処分権者	市長
根拠規定	児童扶養手当法第23条第1項
基準規定	児童扶養手当法第23条第1項
処分基準	未設定理由：法令の規定において判断基準がほぼ言い尽くされている。それ以上は事案ごとに、具体的な検討を要するため一般的な基準を設定することが困難
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	
備考	行政手続法第13条第2項第4号